

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する
明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表三(一)

留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額)	1	000	(1)の10%相当額 5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	000	(2)の15%相当額 6
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	000	(3)の20%相当額 7
計(21) (1)+(2)+(3)	4	000	計 (5)+(6)+(7) 8
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「52の②」)	9	門	住民税 中小企業者等以外の法人
当期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10		【No.14】10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。
期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。)	11		の基礎となる 中小企業者等
法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表「2」+「3」+「4」+「6」+「9の外書」+「11」+「18」) -別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)+			(別表「2」+「4」+「6」+「9の外書」+「11」+「18」) -(別表六(五)「5の③」+「9の外書」+「10の②」)
【No.15】11欄には、当事業年度中に基準日等があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額(通算法人間配当等の額を除きます。)を記載していますか。			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「1」)	14		住民税額 (22)又は(23)×10.4% 24
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×10% 25
通算法人の留保金加算額 (別表二()付表二「5」)	16		調整地方税額に係る控除額 (24)+(別表「11」+「17」)×10.4%-(別表六(二)付表六「7の計」)×10.4%×20% (マイナスの場合は0) 26
通算法人の留保金控除額 (別表二()付表二「10」)	17		住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額 27
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における 帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18		
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19		
留保控除額 (別表三()付表一「33」)	20		
課税留保金額 (19)-(20)	21	000	住民税額 (24)-(27) 28

令六・四・一以後終了事業年度分